平成２３年（フ）第１９０号
熊本県八代市三江湖町40番地
破産者　合資会社竹永商店
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成１９年（フ）第１０２９号
大分市東津留２丁目３番20号
破産者　株式会社司建設
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９７号
大分市末広町１丁目３番12号佐藤ビル１階
破産者　合資会社明時堂
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０８５号
福岡市南区横手４丁目18番18号
破産者　株式会社アットフル
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０号
山梨県上野原市川合3493番地
破産者　萩原　公夫
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５６号
東京都八王子市上柚木288番地１リバーサイドイトウ103号
破産者　金子　妙子（旧姓中島）
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
岐阜県各務原市那加桜町２丁目361番地
破産者　堀部　文夫
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１０号
岐阜市太郎丸樫木100番地１　カシキレジデンスⅠ―201、開始決定時の住所岐阜県関市大平台10番２号
破産者　後藤　　恒
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
岐阜県高山市下岡本町2911番地の30
破産者　有限会社純岳総合不動産
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
愛知県刈谷市日高町４丁目508番地
破産者　武田石油株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
愛知県豊田市朝日町２丁目46番地１
破産者　有限会社矢島重機
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０５号
佐賀県多久市西多久町大字板屋8664番地、申立時の住所佐賀県多久市西多久町大字板屋5838番地３
破産者　一ノ瀬則和
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０９号
北海道北広島市松葉町６丁目１番地　Ｄ―102
破産者　大須賀久人
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
秋田県能代市檜山字新田家ノ前74番地
破産者　長岡　　稔
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２４２号
長野県塩尻市大字広丘野村1634番地８　シティハイムレトア中央Ｂ201
破産者　竹内　啓吉
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５２号
兵庫県明石市二見町西二見647番地の１　メゾネット１号、開始決定時の住所兵庫県加古郡播磨町二子285番地
破産者　青木　一郎
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９６９号
神戸市東灘区御影郡家２丁目18番３号、住民票上の住所広島県三次市十日市東３丁目３番20―305号
破産者　五阿弥琢磨
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８０号
広島市西区井口台１丁目９番９―102号
破産者　西井酒店こと　西井　哲宗
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部